

まいたち昇治

『活動報告』



一 ご挨拶



2016.02.09 自民党青年局「TEAM-11」鬼怒川堤防視察(茨城県)

いつも大変お世話になり誠にありがとうございます。

この度の第24回参議院議員選挙においては、鳥取・島根選挙区で青木一彦先生(再選)、全国比例区で竹内功元鳥取市長(借敗)に多大なご支援、ご協力を賜り、すべての関係者の皆様に対して、心から感謝申し上げ、厚く御礼申し上げます。

憲政史上初の県と県を一括りにして定数を減らす、いわゆる合区の選挙は予想どおり大変厳しいものでした。鳥取県の投票率は過去最低、「合区反対」等の無効票が多数存在したこと等は、深刻な事態です。地域の代表を選ぶ選挙区選挙で選挙戦初日も最終日も候補

者不在であったこと、ただでさえ広い県域にも関わらず、2県に広がることで1県には従来の半分の日程しか候補者本人が遊説できず、有権者との距離が一層遠くなり、顔の見えない選挙になったこと等、47都道府県すべて平等のもとで国土保全等の行政が行われているのに対し、特定の県だけ半人前に見なされ国政からどんどん遠ざけられていくことが、国の力タチとして本当に適当なのか、誠に複雑な想い、憤りを感じます。

いずれにしても、今回の合区により国政に対する鳥取・島根の山陰地方の声(影響力)は2から1に半減しました。両県同じ政策課題でも1の声しか国会に反映できないほか、異なる場合は1の力しかないため、一方は不利な立場になります。人口も少なく、経済・財政力も弱い地域間でこうした局面に立たされるのが、国と地方の将来にとって本当に適当なのか、国全体、特に、合区県の有権者の中で、合区賛成の方には真剣に考えて頂きたいと思います。合区には、一見、両県の連携が深まる等のメリットを感じるかもしれませんが、真相は、人口・効率・競争優先の名の下での定数削減(弱い地域の切り捨て・政策反映力の低下)であり、事柄の深刻さを重く受け止めて頂きたいと思います。

出生率全国第2位の島根、第4位の鳥取、移住者数全国第2位の鳥取、第4位の島根といったように、地方発展のモデルとなっているのが山陰地方であり、こうした地方の声を一層国政に反映させて国全体に広げていくことが、人口減少社会の歯止めにつながるにも関わらず、人口が少ないとの理由だけで、その地域の声を切り捨てる合区はやはり問題が多いと思います。人口過疎県に対する分権や財政面等で特別な制度があればまだましですが、人口や効率、競争を重視する都会の国会議員では、こうした発想、予算・制度づくりはできません。

出生率全国最下位で若い世代の人口流入が止まらない東京一極集中への対策として、よ

うやく国全体で地方創生や国土の均衡ある発展の必要性が共通認識となってきた中で、今一度、対策の主な役割を担う国政の構成が都会の議員ばかりとなる人口最優先の選挙制度のままでは、地方創生も絵に描いた餅となり、この国は本当に持続可能性を失ってしまうとの危機感も、表裏一体のものとして国全体で共有する必要があります。

今後、最高裁の「投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一絶対の基準とするものではない」、「都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえるのに照らし、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味したことは合理的」、「選挙の仕組みについて事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといって、これにより選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触することにはならない」、「選挙制度の仕組み自体の見直しは参議院の在り方も踏まえた高度に政治的判断も求められる等、事柄の性質上課題も多いため、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ない」等の指摘や、昨年の公職選挙法改正の経緯や附則、そして自民党の憲法改正草案や今夏の公約等を踏まえ、合区の選挙は今回限りとし、次回以降は各県から最低1名以上の代表が出せるように、全国知事会等とも連携しつつ、早急に、憲法改正を含め、人口減少社会や真の国土の均衡ある発展に対応した選挙制度改革に取り組んで参ります。

同時に、経済再生、地方創生、農林水産業や観光業の振興、必要な社会基盤の整備、教育や社会保障の充実など、引き続き、「経済再生なくして財政再建なし。地方創生なくして国の将来なし。」との想いで、地方の発展に必要な対策に全力で取り組んで参りますので、どうか変わらぬご厚誼のほど、何卒よろしくお願い致します。

参 考 (合区解消に向けて)

自 民 党 憲 法 改 正 草 案

当 初 案 (平成24年4月)

「第 47 条 選挙区、投票の方法その他両議員の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。」

現 在 (平成27年6月。自民党憲法改正推進本部決定。)

「第 47 条 選挙区、投票の方法その他両議員の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。この場合において、参議院議員の全部又は一部については、改選ごとに各広域的な地方公共団体の区域から少なくとも一人が選出されるよう定めなければならない。」

平成27年8月 公職選挙法改正附則 (合区を含む参議院 選挙制度改革)

「平成 31 年に行われる参議院議員通常選挙に向け、参議院の在り方を踏まえ、選挙区間における議員一人当たりの人口較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る。」

平成28年7月第24回 参議院議員通常選挙に おける自民党の公約

「都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実体を有している中で、2院制における参議院のあり方、役割を踏まえ、参議院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として、憲法改正を含めそのあり方を検討します。」

山陰地方の主なトピックス

鳥取砂丘らっきょう、ふくべ砂丘らっきょうが地理的表示法 (GI法) に基づき、11番目のGI登録を受けました!

(平成28年3月10日)

※GI法とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称(地理的表示)が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として保護し、もって、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的として、平成26年6月に制定されました。欧州では広く普及しており、GI登録を受けることにより、ブランド価値の向上、生産業者の所得の向上等が見込まれます。



2016.06.09 小泉農林部会長ヘトップセールス



2016.06.09 森山農水大臣ヘトップセールス

鳥取県と島根県が連携し、山陰版のDMO(観光地域づくり法人)として、「山陰インバウンド機構※」が設立されました!

(平成28年4月22日)

※会長に田川博巳JTB会長を迎え、神話など歴史的価値や文化、豊かな自然・食等の魅力あふれる山陰地方に国内外から観光客の誘致を図り、山陰経済の振興及び地域活性化に寄与することを目的として、新たに官民で設立された組織。

JR西日本主導による大型観光キャンペーン:デスティネーションキャンペーンの平成30年度(7月1日~9月30日までの3か月間)の開催地が、山陰に決定しました!

(平成28年4月22日)

文化庁が「大山～地蔵信仰 が育んだ日本最大の大山 牛馬市～」を日本遺産※に 認定しました!

(平成28年4月25日)

※「日本遺産」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、文化庁としても、国内外へ戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

山陰地方では、このほか、「三徳山・三朝温泉～六根清浄と六感治癒の地。日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉。～」、「津和野今昔～百景図を歩く～」、「出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」も認定されています。

道の駅が、去年の江府町: 「奥大山」、岩美町:「きなん せ岩美」に続き、日南町: 「にちなん日野川の郷(さと)」 にもオープンしました!

(平成28年4月22日)

※鳥取県には15箇所、島根県には28箇所の道の駅が存在します。



2016.04.23 にちなん日野川の郷にて(日南町)

国土交通大臣が山陰イン バウンド機構申請の「縁の 道～山陰～」を広域観光周 遊ルート※として認定しまし た!(平成28年6月14日)

※国(観光庁)として、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化した広域観光周遊ルートの形成を促進し、海外へ積極的に情報発信します。

縁の道は、「山陰海岸ジオパーク地区」、「八頭グリーンツーリズム地区」、「梨の花温泉郷地区」、「大山・皆生地区」、「たたら製鉄地区」、「境港・美保関地区」、「隠岐ジオパーク地区」、「松江・安来地区」、「出雲大社地区」、「石見銀山地区」、「石見神楽・万葉文化地区」、「萩・津和野地区」から構成され、日本人が大切に「縁」にスポットをあて、日本の最も古い歴史を有する山陰で「神話・伝説」をテーマに山陰の自然、歴史、文化を体験する旅をコンセプトにしています。

国土交通省が高速道路の 暫定2車線区間における付 加車線設置検証路線に、岡 山米子道の蒜山IC～米子 IC(延長:33km)を選定しま した!(平成28年6月7日)

※このほか、東海北陸道(飛騨清見IC～小矢部砺波JCT)、岡山米子道(賀陽IC～北房JCT)、徳島道(徳島IC～川之江東JCT)、松山道(松山IC～大洲IC)も選定されました。今後、これら4路線で付加車線を試行設置し、その効果を検証することで、高速道路の暫定2車線区間のサービス向上(安全性、走行性の確保)に取り組んでいくこととなります。

平成28年1月～6月 第190回通常国会

舞立昇治の 主な質問の機会



国民生活のための デフレ脱却及び財政 再建に関する調査会

平成28年2月10日

●国民の信頼を構築するための社会保障の在り方に関する参考人質疑

平成28年2月17日

●国民の信頼を構築するための財政再建の在り方に関する参考人質疑

平成28年4月6日

●財政再建の取組に関する政府への質疑

●これまでの調査を踏まえた委員間の意見交換

平成28年5月最終報告とりまとめ

舞立の意見

まず、金融政策については、現在の大胆な緩和措置は評価するが、あと数年位しか続けられないことなどから、出口対策については、欧米の状況や財政再建との関係等に留意しつつ、できる限り景気に悪影響を与えないよう慎重に対応する必要がある。

次に、経済財政政策については、人口減少に歯止めをかけ、地方創生を軌道に乗せられるかどうかの

最後の10年であることに鑑み、今後10年は集中的に経済対策を継続して行うという強い決意と覚悟を示す必要がある。



2016.01.03 日吉津村成人式(日吉津村)

現在、地方の大事な産業の農林水産、商工、観光等は、TPP対策や輸出、外国人観光客の増加等で好循環が生まれつつあるが、これらを更に全国的に伸ばしていくためにも、重要な鍵を握るのは公共事業である。新幹線や高速道路等のミッシングリンク、暫定二車線の解消、港湾、空港等の整備など、重要な事業が幾つもある。この10年、遅くとも20年のうちに、できる限り国土の均衡ある発展に資す

る公共事業を集中的に実施、完成させるという明確な目標を掲げるべきである。安全、安心、経済活性化、企業や観光客の利便性確保、企業、人の地方への移転、移住、物流の促進等が実現すれば、将来への不透明感が払拭され、多くの人、物、カネ、企業が動くようになり、伸び悩む消費や投資に必ず火がつき、好循環に繋がりを、経済再生とともに財政再建も進められる。

この点、建設国債は、国債発行額（H28当初…6.05兆円）より、国債費（H28当初…8.76兆円）の方が多く、既にPB黒字化を達成している。資産が残り、次世代まで利用できる建設国債と赤字国債を一括りにして基礎的財政収支の厳しい管理を行うのは見直すべきである。現在の6兆円の建設国債では不十分であるため、適切なバランスシート運営の考え方で資産形成や更新、維持管理を行うべく、例えば公共事業に関する企業会計を作り、現在の建設国債に係る債務償還費及び利払費の合計約9兆円の範囲内に留意して、今後10年は毎年公共事業を8兆円程度集中的に、それ以降は毎年7兆円程度で継続的に行う。その際、現

在のマイナス金利をうまく活用し、10年で必要な80兆円の建設国債を3年程度で発行を完了させ、企業会計の方で適切に管理・資産運用を行いながら支払利息以上の運用益を稼ぐようにすることも、異次元の対策として政府に検討を求めたい。

最後に、財政再建については、2020年のPB黒字化や消費税10%の問題はこれから精査が必要ということだけ触れておくとして、消費税以外の財政再建策も今から準備、検討する必要がある。GDP比で先進国最低の社会保障以外の予算の拡充はもちろんのこと、社会保障でも、教育無償化や労働市場への参加保障を高めるための現物給付の充実等、まだまだ拡充が必要なところ、そろそろ、個人・法人所得課税改革や税外収入の活用議論をもっと深めるべきである。人的控除や金融所得、租税特別措置の見直し等による個人及び法人所得課税改革と資産の流動化(例:現金・預金だけでも20兆円以上。有価証券で100兆円以上。)等による税外収入の上乗せにより、現在の財政計画をもう少し長い期間で、経済再生と財政再建の二兎を粘り強く追う計画に見直すこと

も必要である。



2016.01.03 鳴り石カフェ(琴浦町)

農林水産委員会

平成28年3月23日

- 農政新時代に向けた決意
- 地域政策と産業政策とのバランスについて
- TPP対策に対する基金について
- 森林吸収源対策や森林整備に関する予算確保等について
- 農事用電力の電力料金の引下げ等について

質問(舞立)

自民党の舞立昇治でございます。本日はよろしくお願い致します。国の基

である農林水産業の振興には与党も野党もないと思っております、完璧な制度などなく、やっぱりただただ制度を少しでも良くしたい、農林水産業を展させ、農山漁村を活性化させて持続可能なものに、そして安心して再生産に取り組める環境をつくりたい、その思いから質問しますので、どうか原稿にとられずに一つ一つの質問に真摯に真心を込めて答弁願います。

まず最初に、農政新時代に向けた決意についてでございます。

平成28年度当初予算案関係の委嘱審査に当たりまして、冒頭、昨年十月のTPP参加十二か国による大筋合意、十一月の政府による総合的なTPP関連政策大綱の策定、そして本年二月の署名と手続が進み、今後国会において承認や関連法案の成立に向けた審議が進んでいくこととなりますけれども、まずは、やはりいまだ少なからずこのTPPに強い不信感と不安感を抱いている現場の生産者を始めとする農林水産業の関係者の皆様に対し、国として、TPPによるマイナスの影響を最小限にとどめて、現場に寄り添いながら十分な予算と期間を持って、そして機動的、弾力的な運用でもって適切な対策を講じていくんだと。そして、今回だけでなく、必要に応じて何度でも必要な対策を講じることでTPPを乗り越

え、TPPの有無に関係なく、岐路に立つ日本の農林水産業に明るい将来展望を持つことができるような農政新時代を切り開いていくということが重要でございますが、改めて現場の皆さんに向けて大臣の力強い決意表明をお願いいたします。



2016.01.10 あいサポートとっとりフォーラムにゲスト参加(米子市)

答弁(森山農林水産大臣)

今般のTPP大筋合意を受けまして、生産現場の一部に残っております懸念と不安というものをきっぱりと断ち切って、次世代を担う生産者が経営の発展に積極果敢に取り組めるようにするというのが最も大事なことであるというふうに考えております。

このため、これまで攻めの農林水産業として進めてまいりました産業政策と地域政策を着実に進めていくことに加えて、昨年十一月に取りまとめられました政策大綱に基づきまして、



2016.01.16 鳥取県歯科医師会創立百周年記念式典(鳥取市)

攻めの農林水産業への転換のための競争力強化・体質強化対策を講じさせていたきたいと考えております。また、経営安定、安定供給のための備えとして、協定発効に合わせて経営安定対策の拡充等を講ずることとしております。あわせて、農林水産業の成長産業化を一層進めるために、検討の継続項目として掲げられております十二項目について、本年秋を目途に具体的内容を詰めていくことにしております。

今後も、現場で御努力をいただいている方々の気持ちを大切にしながら、これまで進めてきた農政改革や政策大綱に掲げた施策を着実に実行していく、これによりまして、次世代を担う生産者が新たな国際環境の下でも夢と希望を持って所得の向上を図り、経営発展に積極果敢に取り組んでもらえるような農政新時代を切り開いてまいりたいと考えております。

質問(舞立)

ありがとうございます。本年秋に詰めていく対策が重要となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、来年度当初の農林水産予算、約二兆三千九十一億と、対前年度一億の増加を確保していただきまして、厳しい財政状況の中で最大限努力していただいたことには感謝申し上げます。

先般の大臣の所信におきまして、いわゆる産業政策に加え、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を促進するための地域政策を車の両輪として推進しと記載がございまして、いつも地域政策に触れていたいただいていることには感謝申し上げますが、産業政策に加えと、この「加え」の表現から感じられるように、どうも地域政策はついでのように感じられるといった感が否めないところでございまして、攻めの農林水産業を推進する現在の国の農林水産行政、個人的にもそうでございませうけれども、やはり現場では産業政策に偏りがちというような意見もまだまだ少なくないところでございます。私としては、中山間地域等の条件不利地域が多く、自然や気候、災害等の影響を受けやすい、また、食料安全保障や安全、安心な食料の安定供給等の観点から、やはり国の基、命の源である農林水産業、

元来、まず第一に地域政策を中心に据え、安定的かつ継続的に農林水産業に取り組める、再生産可能な環境をきちんと整備することが何より重要だと考えておりまして、その上で、TPPの政策大綱にもございますように、生産者の持つ可能性と潜在力を遺憾なく発揮できる環境を整備する、まさに産業政策により需要に応じた生産振興、農地の集積、集約、六次産業化等による高付加価値化、輸出促進等を図っていくことが重要ではないかと思っております。



2016.01.30 税理士による赤沢亮正後援会・舞立昇治後援会「合同定期大会」(米子市)

現場が今の農政に対し様々な不安や意見、要望が絶えないのも、やはりいま一つ地域政策が十分じゃないからじゃないかなというふうに感じるところでございまして。ナラシ対策にしても、生産費のコスト面が考慮されずに、収

入の減少が続けば補填額も減少が続き、経営の見通しが付けにくい、再生産を断念せざるを得なくなるような不安定な制度ではなかなか十分じゃないと考えますし、米の戸別所得補償廃止後の姿はどうなるんだと、日本型直接支払をもっと地域で使い勝手のいい形で拡充できないのかと。さらには、今検討されている収入保険の制度が真に生産者の安心感を得られるような制度になるのかどうかも不安な状態でございまして、やはり、仮に農林水産業が厳しい局面に陥った際はきちんと国が温かい手を差し伸べて守る、それが伝わるような政治行政を行わないといけないと考えております。



2016.02.06 三朝医療センター閉院及び三朝地域医療支援寄付講座開設記念式典(三朝町)

そういった意味で、農林水産省の職員の皆様には、どの事業が地域政策で、どの事業が産業政策なのか、地域を、

農村地域を、農村コミュニティを維持発展させるためには何が必要なのかといったことを真剣に考えていただきたいと思えますし、そのような環境をつくっていくためには、やはり大臣の高い御見識と強いリーダーシップの下で、この地域政策と産業政策の位置付け、バランスや両立政策を実施する上での留意点等について関係者と適切なコミュニケーションを図りながら政策をつくっていただきたいというふうに考えております。

そこで、今の農林水産行政において、農水省としては、地域政策としてどのような点に配慮して施策に取り組んでいるのか、これを伺うとともに、それら地域政策上の課題は何で、課題解決のためにはどのような見直し、改善を行っていくことが今後必要とお考えになっているのか、大臣の御見解をお聞かせください。



2016.02.06 鳥取市手をつなぐ育成会
50周年記念新年親子激励会(鳥取市)

答弁(森山農林水産大臣)

我が国の農政は、農業、農村の有する多面的な機能を維持する地域政策と、農業の成長産業化を図る産業政策を車の両輪として推進をしてきているところであります。このような中、農業生産の場である農村地域においては、人口減少と高齢化が進行しており、集落機能が低下しつつあるという厳しい現状があることも強く認識をしております。

このため、農林水産省としては、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持、継承、農村の豊かな地域資源を最大限活用した六次産業化等による雇用の創出と所得の向上、観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流や農村への移住、定住等の施策を講じた農村の活性化を図っているところであります。例えば、委員の地元であります鳥取県における鳥取県鹿野町の事例は非常に先進的だなと思えますが、ここでは地域住民を主体とした協議会によって地域の将来像づくりとその実現に向けた耕作放棄地の観光農園などへの活用が進んでおります。

農林水産省としては、こうした地域住民が主体となった活動を後押しするなど、農業者の声に寄り添いながら地域政策を引き続き推進をしてまいります。

というふうに考えております。なお、現在、農林水産省におきましては、収益性の高い中山間地域の農業の優良事例集を作成をしているところであります。今後、こうした優良事例の横展開を図ることによって地域の活性化を後押しをしてまいりたいというふうに考えております。



2016.02.06 第17回智頭宿雪まつり(智頭町)

質問(舞立)

地元の旧鹿野町の話題にも触れていただきありがとうございます。やはり、何度もよく言われますけれども、経済的換算にして、少なくとも1年間で林業は七十兆、農業は八兆、そして水産業は十兆以上もの多面的機能を発揮しているとも言われております。こうした機能を存続させていくためにも、是非、やはり地域政策に腰を据えた対策をとっていただければと思っております。

次に基金の関係でございます。政府が策定しましたTPPの政策大綱では、TPP対策の財源確保や継続性を担保するものとしたしまして、「機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。」と記載されております。当然、TPP対策のうちに中長期を見据えて対策を継続して実施しなければならぬ、こういった事業は単年度予算主義の弊害にとらわれず、複数年度腰を据えて確実に取り組んでいくということが必要でございまして、まさに特定の目標の実現に向けて切れ目なく安定的かつ確実に取り組める基金の設置は重要と考えております。



2016.02.14 鳥取県選出自民党国會議員
合同新春懇談会中部会場(倉吉市)

今回、本年度の補正予算におきまして、農0業分野では営農戦略を策定し

た平場や中山間地等で高収益作物・栽培体系への転換を支援する産地パワーアップ事業五百五億、そして畜産クラスター計画を作成した地域におきます機械のリース導入や施設整備、家畜導入を支援します畜産クラスター事業六百十億、また林業では、間伐、路網や木材加工施設の整備等を支援する合板・製材生産性強化対策事業二百九十億、水産業では、担い手へのリース方式による漁船導入や競争力強化に資する漁業用機器の導入等を支援する水産業競争力強化緊急事業二百二十五億など、一定程度の基金事業を設置していただいたところでございます、これにつきましては、その他の事業の基金化の要望もあるところでございますけれども、それはさておきまして、地方団体や関係者の皆様の間では、大変重要な事業だけに喜ばれているところでございます。

しかしながら、基金の割に全国からの要望に対して果たして予算が足りるのかと、すぐに枯渇するんじゃないか、足りなくなればまたきちんと積み増ししてくるのだろうかといったような心配の声が多いのも事実です。ついては、今回の基金は総額ありき、期間ありきのものではないと認識しており、また、意欲ある担い手達はその能力を

遺憾なく発揮するためにも、要望した速やかに予算手当てとしてその取組を応援するということが重要と考えておりまして、今後基金が足りなくなるような事態が生ずれば、その都度、臨機応変、迅速に積み増して対応するということは当然だと思いますが、念のため御見解をお聞かせください。



2016.02.17 デフレ調査会参考人質疑

答弁(齋藤副大臣)

委員御指摘のように、今回のTPP関連対策におきましては、委員御紹介なさった産地パワーアップ事業など七つの事業について、機動的、効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農等ができるように、弾力的な執行が可能となるように基金を設けて事業を実施することといたしております。

現在、まさに各地域において事業を活用した体質強化の取組についての検

討が行われているところでありまして、まずは、今回の補正予算により産地一丸となって戦略的に収益力強化に取り組もうとしている地域を強力に後押しをしていくことが重要であると考えております。先生御指摘のように、今後、事業の着実な推進を図っていく上で、皆様方の御要望の声もしっかりお聞きしながら、予算が足りないということにならないように万全を期していきたいと思っております。



2016.02.20 因幡地区郵便局長会(鳥取市)

質問(舞立)

力強い答弁をありがとうございます。一点、ちょっと地元案件で恐縮でございますが、畜産クラスター事業でございまして、今、鳥取県から施設整備で約十二億、そして機械リースで約三億の要望を出しております。これ、基金だから満額措置していただきたい

というところでございますが、是非特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。続いて、やはりちょっと、遊休農地等の課税の強化に関する質問は時間が足りなさそうなので飛ばします。

続いて森林吸収源対策等に移りたいと思います。来年度の二十八年度税制改正大綱におきまして、長年の林業関係者によります森林吸収源対策の新税の創設の要望に対しまして、ようやくこの大綱では、「森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。」と記述されました。大きく一歩前進したことに評価したいと思います。

しかしながら、この新税につきまして、国税なのか地方税なのか、どの省が中心になって検討するのか、現在、都道府県や市町村で住民税の均等割を引き上げる形で森林環境税を徴収しておりますが、それとのデマケはどうなるのか、税制等の新たな仕組みという

ことで、等が付いていて本当に新税で
きるのかなど、いま一つ心配な点も少
なくないところです。

今後、新税等の新たな仕組みの創設
に向けては、やはり林野庁が中心になっ
て与党と一体で本格的に検討されてい
くことになると思いますが、現時点に
おけます林野庁としての基本的な考え
方や今後の取組方針についてお聞かせ
下さい。



2016.02.21 中国税理士会米子支部「税
の無料相談」(米子市)

答弁(今井林野庁長官)

森林吸収源対策についてお答え申し
上げます。昨年決定されました平成
二十八年度与党税制改正大綱におきま
して、森林環境税につきましては、市
町村における森林整備等の財源に充て
る税制等の新たな仕組みを検討するこ
とと明記がされました。森林吸収源対
策の安定財源に向けた道筋を付けてい
ただいたというふうな受け止めており

ます。

一方で、今委員の方から御指摘があ
りましたように、今後どのように制度
設計をしていくのか、また、その際、
どんな点について既存の制度等につい
て整理をしていくのかといった課題も
いろいろございますけれども、林野庁
といたしましては、引き続き林野庁が
中心となって、大綱で示された新税等
の新たな仕組みが森林整備等を安定的
に進める上で効果的なものとなるよう、
与党と一体となってしっかりと検討を
進めてまいりたいと考えております。



2016.02.21 平成28年度伯耆地区郵便
局長会通常総会懇親会(米子市)

質問(舞立)

ありがとうございます。是非、い
ろいろと方策はあると思いますけれど
も、いろんな角度から分析の上、検討
していただきたいと思っています。

同じく与党の税制改正大綱におきま
しては、財源確保に係る税制措置の部

分につきましては、地球温暖化対策税に
つきまして、木質バイオマスのエネル
ギー利用の本格的な普及に向けたモデ
ル事業や技術開発、調査への活用、充
実を図ることとし、経産省、環境省、
林野庁の三省庁は連携して取り組むと
記述されたことには同じく一定の評価
をさせていただきます。

これは昨年末に決まったことでござ
いまして、来年度の二十八年度は時間
がないのであまり運用は変わらないと
思います。本格的に充実が図られて
いくのは再来年度の二十九年度からと
いうふうになるかと思いますが、現下
の経済情勢等を考慮すると、また来年
度も早期の補正予算ということも考え
られるところでございます。今後、三
省庁で具体的にどう連携して取り組む
のか、どの程度の予算配分が可能とな
るのか等につきまして早急に詰めてい
く必要があると考えております。

まず、平成二十七年当初として補
正、そしてまた現在審議中の来年度当
初予算におけます木質バイオマス関係
のモデル事業や技術開発、調査に関係
するエネルギー特会の予算と林野庁の
予算につきましてそれぞれ予算額を同
うとともに、それを受けて、林野庁と
して現在の検討状況、三省庁連携に向
けた取組方針等についてお聞かせくだ
さい。



2016.03.06 箕蚊屋土地改良区創立50
周年並びに農林水産大臣賞受賞記念式典
(米子市)

答弁(藤木経産省新エネ・省エネ部長)

お答え申し上げます。まず、エネル
ギー特会の予算額でございます。地域
に存在する木材等を有効活用する木質
バイオマス発電あるいは熱利用は地域
の活性化にも資する重要なエネルギー
源であり、固定価格買取制度のほう
に、予算においても必要な対策をしつ
かり措置してまいりたいと思ってお
ります。

具体的には、木質バイオマス発電、
熱利用設備等の導入支援、それから地
域特性を生かした経済性のあるバイオ
マスエネルギー利用の確立に向けたモ
デル実証、木質バイオマスの新たな用
途開発、技術開発などの取組を推進し
ていくための関連予算を計上している
ところでございます。平成二十七年
度、今年度の当初予算は約十億円ござい
ますが、現在御審議いただいております

す平成二十八年度当初予算においては、これらを合わせまして約百八億円を盛り込んでいくところでございます。こうした支援策を通じて、関係省庁と連携しながら、木質バイオマスのエネルギー利用の支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。



2016.03.19 鳥取都市計画道路滝山桜谷線(県道卯垣正蓮寺線)鳥取市卯垣～岩倉間開通記念式典(鳥取市)

答弁(今井林野庁長官)

木質バイオマスエネルギー関係の農林水産省の予算といたしまして、平成二十七年度の予算におきましては、木質チップ、ペレットの製造施設などの木質バイオマス関連施設の整備への支援、もう一つ、木質バイオマスの利用拡大に向けた全国的な相談・サポート体制の構築ですとか、加工、利用のための技術開発などの支援、こういった予算について措置しております、平成二十八年度の予算案においても同様

の予算を措置しているところでございます。

また、エネルギー特会の予算の活用につきましては、これまでも環境省等と連携し、木質バイオマスエネルギー利用の推進に取り組んできたところでありますけれども、二十八年度税制改正大綱におきまして、委員から御指摘のありましたように、木質バイオマスのエネルギー利用への活用の充実という方向が明記されたことを受けて、平成二十八年度のエネルギー特会の活用について、林野庁から地方自治体や関係団体あるいは事業者等にも情報提供を行いまして、積極的に木質バイオマス利用に係る事業に応募してもらうなどの働きかけを行っているところでございます。今後とも、三省庁連携いたしまして、地球温暖化対策税の更なる活用の充実が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。



2016.03.20 日本風景街道登録証授与式(若桜町)

質問(舞立)

ありがとうございます。経産省の藤木部長におかれましては、二十七当初の十億から来年度百億超ということで、非常に再生可能エネルギーということに重点的に措置していただいたことに感謝申し上げますし、林野庁におかれましては、経産省の事業等の周知等適切に、今いろいろと連携を図っていただいているということで、是非今回の大綱を契機といたしまして、この木質バイオマス関係、非常に林業の成長産業化につながるということで、まだまだ全国からの要望、需要が多いというふうに考えられますので、今回の大綱でエネルギー特会を有効利用して一層の事業の推進を図れるような体制をつくっていただければというふうに思います。

次に、今日は総務省から、私の先輩でございます内藤審議官にお越しいただいておりますけれども、来年度の地方財政対策におきまして、森林吸収源対策として新たに五百億円の地方財政措置がなされたことにつきましてはとても評価したいと思っております。総務省及び林野庁の御尽力に感謝申し上げます。

一方で、現場の地方団体や林業関係者にはまだまだ十分に伝わっていない

のかなと考えられますので、適切な制度のPRのためにも、例えば森林面積に応じた配分になるのか、県や市町村の事業量に応じた配分になるのか、さらには、県分になるのか市町村分になるのか又は両方に措置されるのか、林業振興に熱心に取り組んでいる団体の需要に応じた算定が適切になされるのかなど、具体的な交付税の算定は今後行われることになると思いますけれども、現時点におけます算定の考え方や内容につきまして、できる限り詳しくは御説明ください。



2016.03.20 自由民主党街頭演説会(鳥取市)

答弁(内藤総務省自治財政局審議官)

お答え申し上げます。平成二十八年度の地方財政計画におきましては、今後、市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されますよう、森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に要する経費につきまして、新たに

重点課題対応分といたしまして、都道府県分二百億円程度、市町村分三百億円程度、合計五百億円を計上しているところでございます。

具体的には、森林整備に必要な基礎情報を記載いたしました林地台帳の整備に要する経費、森林の所有者の確定、境界の明確化や施業の集約化に要する経費、林業の担い手対策に要する経費等を想定いたしまして地方交付税措置を講じることとしております。

また、地方交付税措置の多くの部分につきましては普通交付税において算定することとしておりまして、道府県にありましては、林野行政費において公有以外の林野面積を、市町村にありましては、林野水産行政費におきまして林業従事者数等を用いて算定することとしております。このほか、各地方団体の事業実績に応じた措置を講じる必要がある場合や普通交付税措置額を超える場合などにつきまして、更に特別交付税措置を講じることを検討しているところでございます。

質問(舞立)

ありがとうございます。できる限りきめ細かい算定になるような今感じが持てました。また、今回の五百億円の措置というのは、あくまでも森林整備の実施に必要なその前提と、環境

整備の予算措置だということのように理解しました。是非、総務省そして林野庁連携して地方団体への適切な周知に努めていただければと思っております。続きまして、この森林整備事業、公共の方でございますけれども、特に、民有林補助につきましては、軌道に乗り始めた森林・林業の再生にとっても重要な予算でございますけれども、まずは、二十八年度当初そして二十七年年度補正の合計額と、二十七年年度当初及び二十六年度補正の合計額との比較について、予算額を教えてください。



2016.03.20 若桜ジビエフェスタ(若桜町)

答弁(今井林野庁長官)

森林整備事業の予算の民有林補助についてのお尋ねでございます。森林整備事業に係る予算のうち、民有林補助分は、平成二十八年度予算案で三百二十四億円、平成二十七年度補正予算で八十一億円でありまして、その

合計額は四百五億円です。これに對しまして、平成二十七年度当初予算は三百十八億円、平成二十六年度補正予算は十九億円でありまして、合計額は三百三十七億円。したがって、平成二十八年度に執行可能な予算の合計は、前年度と比較いたしまして約二割増加する見込みでございます。



2016.03.20 若桜鉄道ラッピング列車お披露目式典(八頭町)

質問(舞立)

ありがとうございます。ということ

は、来年度、二割ぐらい増の予算で民有林補助に臨めるということでございます。鳥取県の場合、本年度の当初予算におきまして、昨年度の繰越しがあった関係だと思いますが、要望の半分以下しか措置されなかったことになりまして、厳しい状況になりました。繰越や補正等で何とかやりくりして昨年度と同等規模の事業量を本年度確保できたこと

ろでございますが、やはり、合板や発電用チップ用材等の需要が年々増えているいい流れだけに、予算がもっとあればもっとより多くの事業ができる、そのような環境になってきているところ です。

来年度は、鳥取県はほとんど繰越しが期待できないと思われるため、二十八年度、来年度の当初予算の配分に当たりましては、万が一にも、二割増ということで、昨年のような少額の箇所付けにはならないと思っておりますけれども、地元の要望に応えられる、これは鳥取県を始めとして全国の団体でございますけれども、地方からの要望に応えられる必要十分な事業量確保に向けて適切な予算配分をしていただきたいと考えておりますが、この点に関しましては、是非、森と山の振興に最も造詣が深い森山大臣から前向きな答弁をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

答弁(森山農林水産大臣)

お答え申し上げます。森林整備事業は、森林の有する多面的な機能を発揮する上で極めて重要な事業であるというふうに考えております。これまでも森林整備事業予算の確保は重点的にやってきましたし、また、おかげさまで資源の成熟化とともに各県の要

望も高まりつつあります。

このような中、平成二十八年度は、公共事業の森林整備事業のほか、いわゆる非公共事業の次世代林業基盤づくり交付金や二十七年度補正予算の合板・製材生産性強化対策事業においても木材の安定供給のための間伐等を支援するメニューを措置させていただいておりますので、これら事業の予算配分に当たりましては、現場の要望や実態を踏まえまして適切に対応してまいります。



2016.03.23 自民党青年局懇親会(安倍総理参加)

質問(舞立)

今の段階ではそこまで強く言えないと思いますが、公共、非公共合わせて適切に配分していただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、最後の項目として、いわゆる農事用電力の電力料金の引下げ等の関係について質問します。TPPの政策

大綱では、農政新時代を創造すべく、生産者の努力では対応できない分野の環境を整えるという、当たり前といえは当たり前、でも、これまであまり真正面から検討や議論がなされてこなかったような問題だけに、私としては、どのようにそのような環境が整えられるのか、大変期待しているところです。



2016.03.26 山陰近畿自動車道「岩美道路」岩美IC～浦富IC間完成記念式典(岩美町)

生産者の努力では対応できない分野の環境整備といったしまして、大綱には、生産資材、飼料、機械、肥料などその価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通、加工の業界構造の確立、土地改良制度の在り方の見直し等々が継続検討項目として挙げられておりますが、これらの中に、是非この農事用電力の軽減対象の拡大につきましても検

討対象に加えていただきたいと考えております。

現在、かんがい排水等の土地改良施設等一定の施設は、農事用電力として電気代が軽減されていると思いますけれども、これにつきまして、いつ頃から、どのような経緯で、具体的にどのような施設に対してどのように軽減されているのか伺いますとともに、この四月から始まります電力小売自由化に当たりまして何か変化が生じるのかどうかにつきましてもお聞かせいただければと思います。

答弁(今城生産局長)

お答えいたします。農事用電力は昭和十七年頃、当時水力発電が主だったことということで、夏場の余剰電力ですとか食料増産という目的を背景に水稲関連の電力供給を中心に設定されたというふうに承知しております。現在においても、各電力会社ごとに、対象は一部異なるものもございますけれども、委員御指摘のとおり、主にかんがい用施設ですとかあるいは脱穀調製施設、こういうものを中心に農事用電力というものが設定されております。

この農事用電力を含む新たな低圧電力、低い電圧の電力の料金体系につきましては、現状では経済産業大臣の認可が必要でございますが、皆様御承知

のとおり、本年四月一日以降、電力の小売が全面的に自由化されるということでございますので、その認可が不要となり、届出となるというふうに承知しております。したがって、新たに小売に参入される事業者から、より有利な電力供給が提示されればそれを選べるということになりますが、一方で、この四月以降、電力の小売が自由化された以降も、二〇二〇年までの間は経過措置といったしまして、引き続き現行と同じ、いわゆる規制料金のメニューも選択できるというふうに承知しております。

したがって、当面、農事用電力を使用している農業者の方々がすぐに不利になるというようなことにはならないというふうに承知しております。



2016.03.27 第2回境港おさかなロード大漁祭(境港市)

質問(舞立)

ありがとうございます。二〇二〇年

までの経過措置ということで、ちょっと今後どうなるか不安です。土地改良区の組合員の方ですとか、カントリーエレベーターを運営するJAとかその組合員の方は、この仕組みがあるおかげで非常に助かっていると思います。

しかしながら、このような農業用の大規模な施設はほかにもありまして、例えば私の地元でいいますと梨の選果場といったように、一年の半分しか稼働していないのに基本料金は毎月変わらず、例えば一つの施設で月八十万とか、高額な料金を払わざるを得ないというところもございます。これがやはり流通生産物の単価を押し上げる要因、また組合員の重い手数料負担となっているんじゃないかと。今後の農家人口、組合員人口の減少を考慮しますと、いつまで耐えられるかといったようなことも非常に不安なところがございます。

電気料金の軽減対象の拡大は小売自由化で難しいかもしれませんが、新規の小売事業者が参入してこない地域も予想されますし、また、電力会社による軽減措置以外にも、負担軽減措置の切り口は何らかの形で様々な歳入歳出両面での措置が考えられるところでございますまして、私も、今後自民党の部会等でしっかりと主張していきたいというふうに考えますが、是非、それと同時に並行で農林水産省の方にも検討をお

願いたいと考えますが、是非、これにつきまして、齋藤副大臣から前向きな答弁をよろしく願います。



2016.03.30 自民党一億総活躍推進本部

答弁(齋藤副大臣)

現在、各地の電力小売業者の皆さんは、電力を利用する事業者等のニーズに応じて、夜間に安い料金体系や、需要の多い時期以外を安くする料金体系などの取組を実施をしていると聞いております。

こんな中で、本年四月から電力の小売が自由化されるということになりまして、各電力会社の判断により、様々な料金体系が今後設定されてくることになると思います。また、地域によっては新しい電力小売業者の参入も行われてくるという、そういう状況になるんだろうと思います。このため、自由化でありますので、農業用施設の料金

設定も、農業用施設を有する者が各電力会社に相談をしていただくというのが基本だろうと思っておりますし、その際、私どももいたしましては、農業用施設における電気料金の体系が現場ニーズに即したものとなっているか、あるいは負担軽減につながるようになっていくか、各電力会社との話し合いがこれから進められることになるでしょうから、注視をまいりたいと思っております。



2016.04.09 「第3回智頭河畔桜cafeフェスティバル」開会式(智頭町)

また、農業用施設におきましては電力料金の低減を図ることは重要だと考えておりますので、そのコスト削減のために省エネ化によって生産コストや集出荷コストの低減を図る取組につきましては、産地パワーアップ事業や強い農業づくり交付金等により現在支援が行われるようになつております。

繰り返しになりますが、これ

から自由化が行われる中で、この自由化が農家の電力コストにどういう影響を与えるか、この点につきましてはよく注視をまいりたいと思っております。

質問(舞立)

大変丁寧な御答弁、ありがとうございます。今の時代、民間の給与設定に政府が口を出す、携帯電話料金が高いといつて総務省が口を出すなど、様々な分野でやっぱりこれはおかしいんじゃないか、これは必要じゃないかといったようなことにつきましては国がしっかりとリーダーシップを発揮するということが重要じゃないかなと思っております。これから本当に農家の人口が、今、基幹的農業従事者百八十万と、そのうち六十五歳以上が百十万人ということで、二十年もすればもう農家人口は半分以上の状態になることが見込まれますし、はたまた臨時雇用者も二百万いると言われておりますけれども、ほとんどが多分高齢者の方だと思えますし、農業を支える方たちがどんどん急激に減っていくといったような構造が予想される中、この電気料金の問題は、どうしても電気会社がこういう経営状況だから、こういう体系だから、未利用期間でも軽減は難しいと断ればそれで終わっちゃう

問題で、やはり生産者の努力では対応できないんじゃないかなと思っておりまして、様々な面で、今副大臣から注視していくといったような非常に心強い御発言をいただきましたので、是非とも継続して見守って、必要な対応を御検討いただければと思います。そのことをお願い申し上げます、私からの質問を終わります。

平成28年5月12日

● 森林法等の一部改正案について
● 東京オリパラ大会における木材や食料等の農林水産物の調達基準について



2016.04.10 一式飾り(南部町)

質問(舞立)

自民党の舞立昇治でございます。よろしく願います。まず、今日の主な議題でございます森林法等の一部を改正する法律案につきましては、今、

高橋先生が質問していただきましたが、伐採後の造林に係る報告制度の創設による適切な再造林の確保ですとか、森林組合等の経営の自由度の拡大、そして市町村による林地台帳の整備、また、国産材の広域流通の促進による安定供給体制の構築、そして違法な林地開発を行った者に対する罰則の強化等々、適切な森林施策を通じて林業や木材産業の持続可能性の向上とともに、成長産業化の促進にとって有意義な法改正と評価できますので、私としても賛成の意思を表明させていただきます。

その上で、本日は、秋の臨時国会での質問では間に合わないと考えられますので、二〇二〇年に行われます東京オリンピック・パラリンピック競技大会、以下東京オリパラ大会と言いますけれども、それに向けた木材や食料といった農林水産物の調達基準について質問させていただきたいと思っております。

日本の農林水産物につきましては、平成二十五年の十二月に和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたほか、昨年のミラノ国際博覧会、ミラノ万博では日本の食や木材建築が高く評価されるなど、国内外で非常に注目が高まってきたところなんです。まさに世界中が注目する東京オリパラ大会では、日本が誇る木造建築や魅力ある農林水産物を国民はもちろん世界中の多くの方

に堪能していただく絶好の機会になると思っております。



2016.04.10 日吉津村チューリップマラソン開会式(日吉津村)

実際に、東京オリパラ大会のビジョンの三つの基本コンセプトの中には全員が自己ベストとございまして、その中で、ボランティアを含む全ての日本人が世界中の人々を最高のおもてなしで歓迎すると記載されており、私としては、今回の東京オリパラ大会では、木造建築や食料等につきまして、日本が誇る農林水産物を可能な限り100%使用して、全都道府県、オールジャパンで盛り上げていくことが重要だと考えております。

そうした中で、二〇二二年、平成二十四年のロンドン大会から、スポーツ、文化、環境に加え、持続可能性というものがオリパラ大会運営の四本柱とされ、また、二〇一四年、平成二十六年にはIOC、国際オリンピック

ク委員会の方が、オリンピックアジェンダ二〇二〇、この二〇二〇は東京オリパラ大会の二〇二〇を指すんじゃないかと、二十プラス二十の改革案、つまり四十の提言を指すのだそうですが、その中でオリンピック競技大会の全ての側面に持続可能性を導入することが盛り込まれて以来、この夏に行われるブラジルのリオ大会もそうですが、東京オリパラ大会でも持続可能性への配慮が求められているところでございます。

これにつきましては、本年1月に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、以下組織委員会と言いますけれども、持続可能性に配慮した運営計画のフレームワーク及び持続可能性に配慮した調達コードの基本原則が策定されまして、現在、低炭素、資源管理、持続可能な調達に関する三つのワーキングが設置され、具体的な調達基準の策定に向けた検討が行われていると承知しております。

そこで、この調達基準の策定に当たって、悲しいことに、現在、様々な情報錯綜し、関係者の間で少なからず混乱を来しております。

例えば、持続可能な調達ワーキングにWWF、世界自然保護基金でございますが、そのジャパンの事務局関係者

がメンバーに入っておりまして、このWWFというところは、日本独自の漁業の持続性を認証するMEL、マリンエコラベルでございますが、そういった仕組みがあるにもかかわらず、WWFが設立に深く関与しているMSC、海洋管理協議会でございますが、そしてまたASC、水産養殖管理協議会でございますが、これは国際的な認証とされているようでございますけれども、その認証を受けた水産物を優先調達するよう提言しております。これは、裏返せば、日本の水産物はMEL認証が主流で、ほとんどMSCやASCの認証は受けておりませんので、仮にWWFの提言が採用された場合、日本の水産物はほとんど使われないことになります。



2016.04.16 ボランティアロード車尾清掃活動(米子市)

このため、持続可能な調達ワーキングの委員選定に対して、何より協力を

求めないといけない調達物品の供給サイドの関係者がワーキングに誰も入っていないことに加え、このWWF関係者がなぜワーキングのメンバーに入っているのかなど、やはりワーキングの委員選定は不公平じゃないかと、せっかくの日本開催なのにFSC、森林管理協議会、これは国際的な森林の認証制度でございますけれども、それやMSCなど、木材や食料に関する海外の認証制度が採用され、日本の誇るべき国内産の木材や農林水産物があまり使われないんじゃないかと、或いは、日本の農林水産業は国際的に見ても持続可能性に配慮した取組はちゃんと行われているので、東京オリパラ大会では海外の認証制度は参考程度にして、日本で一般的に使用される認証制度等を優先的に採用し、可能な限り国産100%の使用を目標にすべきじゃないかといった声があちこちから聞かれるのも私はもっともだと考えております。

今日は、こうした声に添えるべく、政府としても、総理を本部長といたしまして、全ての大臣が本部長となって東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、以下推進本部と言いますけれども、それを設置して大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進す

ることとされておりますので、政府としても今日の質疑の問題点をしっかりと認識して適切な対応をしていただきたいと思えますし、本日は、山の国、農の国、海の国である日本のすばらしい農林水産物が可能な限り東京オリパラ大会で使われますよといった安心できる情報提供、情報発信の場にしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。



2016.04.16 平成28年度鳥取県簡易郵便局連合会通常総会懇親会(倉吉市)

まず一点目でございますが、大会組織委員会が作成することとなっておりますが、木材や食料の調達基準につきまして、現在、持続可能な調達ワーキングにおいてどのような検討がなされているのでしょうか。FSCやMSCの海外の認証制度を優先採用するのか、日本の国内産を優先採用するのかなど、

どのような方針で調達基準を検討し、今後どのようなスケジュールで作成されているのか、具体的に答弁願います。

答弁(高原内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官)

東京オリパラ大会において組織委員会が調達する食材や木材を含めた物品、サービスの調達の基準については、ロンドン大会等も参考にしつつ、国内の状況を踏まえ、環境対策を始めとする持続可能性に配慮した調達基準を組織委員会において検討しているところであります。この中では、持続可能性への配慮の担保手段として、国際認証を含めた認証制度を活用するか否かについても検討が行われているところでございます。

スケジュールにつきましては、現在、木材の調達基準が先行的に議論されており、その取りまとめの後、全ての物品やサービスに共通する基準や他の個別物品ごとの必要な基準についての検討が行われると聞いていますところでございます。

質問(舞立)

いまいち具体的になかったような気はしますが、まだ何も決まっていらないことだと思えます。今

後、MSCを使うとか、また、事実無根の記事等が出てくる場合は適切に抗議するなどきちんと対応していただきたいと思っています。

そして、もう一点要望しておきますけれども、推進本部が公表しております政府の東京オリパラ大会に向けた取組状況の資料の中には、日本食、食文化の発信を進めるため、選手村等での料理提供等について、有識者を交えた検討を平成二十六年十一月から農水省中心でやられているといったような記載があるほか、施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、大会組織委員会が構成する木材利用等に関するワーキングチームを設置して昨年の十月から検討していると聞いております。

木材と同様に、食料につきましてもしっかりと、大会組織委員会が今設置しております持続可能な調達ワーキングに適切に対処するべく、食料についてもしっかりと、ワーキングチームを設置して、都や大会組織委員会とも調整、検討していただきたいと思います。時間関係上、答弁は求めませんが、よろしくお願い致します。

続いてですが、それはそうとして、じゃあ、前回のロンドン大会でございまずけれども、ロンドン大会から既に

四年近く経過しておりますが、いわゆる日本という大会組織委員会が調達する木材や食料について、どの程度の量が使われたのか伺いますとともに、使用された木材や食料に係る国産、海外産の割合はどの程度であったのか、はたまた、そして、同じくロンドン大会の実績に関しまして、木材の場合のFSCですとか、農産物、水産物の場合のGAP、MSC、ASCの認証品につきまして、それぞれの程度使用され、それぞれ総量のどのくらいの割合であったのか、お聞かせ願います。



2016.04.17 諏訪神社御柱祭り(智頭町)

答弁 平井スポーツ庁スポーツ総括官

ロンドン大会組織委員会が発表いたしました資料によりますと、まず食料については、大会期間中、約一千五百五十万食が提供されたのとでございます。他方、大会で使用

された木材の量、また、使用された木材や食料に係る国産、海外産の割合については、東京大会組織委員会を通じてロンドン大会関係者にも確認をいたしました。現在のところ、回答が得られなかったということでございます。

さらに、木材に関しましては、大会前の二〇一一年末現在で、木材を利用した製品についてはおおむね御指摘のFSC認証木材又は同じく国際認証でありますPEFC認証木材を利用したとされているところでございます。また、農産物、水産物に関しても、多くの場合、食材提供者は組織委員会が定めたベンチマーク水準や意欲的水準を満たしたとされてございます。

しかしながら、そのうち国際基準の認証品についてどの程度の量や割合について使用されたかにつきましては、こちらも東京大会組織委員会を通じてロンドン大会関係者にも確認いたしました。回答が得られなかったという状況でございました。

質問(舞立)

今の答弁を聞いて、皆様どう感じられたでしょうか。聞くところによると、組織委員会、百枚ぐらいの報告書を作って、それで、後、解散してよく分からぬというような感じで聞いているんですけども、今回あえてロンドン大会

の木材や食料の調達基準について私は質問することをしませんでした。といいますのも、今の答弁聞きましたように、質問に値しないと思ったからです。



2016.04.29 賀露神社ホーエンヤ祭(鳥取市)

ロンドン大会では、ベンチマーク、義務的基準だとか意欲的基準、推奨基準とか定めて、海外の認証品や国内の認証品を使うとかあれこれ言っているんですけども、じゃ、先ほどもございましたように、義務的基準のものがどれだけの量でどれだけのものが守られたのか、推奨基準のものがどれだけ採用されたのか、結局は全然分からずじまいだ。終われば全ても、これはよく言ったもので、この場合、終わりの、総括になりますけれども、終わりの駄目、総括も駄目、十分にできていないということです。私、意味ないと思うんですね。先ほどの事務方

の答弁に關しまして、尊敬する豊田政務官、ちょっと感想を聞かせていただければと思います。

答弁(豊田内閣府政務官)

先生御指摘のとおり、二〇二〇年の東京大会におきましては、やはり国産の木材や食料、食材というものを積極的に使わせていただくということは、これは非常に重要なことであると考えております。

また、ロンドン大会につきましては、あくまでも一つの参考にはなるもの的な認識をしてございますが、先ほど答弁にございましたように、ちょっと状況として難しいというようなこともあるようでございまして、そういったことも踏まえて、組織委員会、また関係団体、関係省庁ともよく連携をして、つくるといふまでのプロセスの間には是非先生方の御指導もいただきながら、なるべく御満足のいくような形に御指導いただいていきたいと思っております。

質問(舞立)

ありがとうございます。一つの参考程度だといったようなことだと思えます。これにつきまして、佐藤政務官の方はどのような御感想でしょうか。

答弁(佐藤農林水産大臣政務官)

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、現在、組織委員会において木材や食材も含めた物品、サービス全般に関わる調達基準を検討しているものと承知をしているところでございます。農林水産物の調達基準につきましては、ロンドン大会等を参考にしつつも、今後、関係団体の意見や国内の生産状況なども踏まえまして、幅広い視点から検討されていくものと聞いています。



2016.05.03 日吉神社神幸行事「よいとまかせ」(淀江町)

質問(舞立)

聞いているといいますが、この場合、日本の国産をしっかりと使うというのは、何よりも政府の中では農水省が一番主張すべき立場だと思いますので、

積極的に関与していただきたいと思えます。先ほどの答弁聞いて思ったのは、やはりロンドン大会とかあくまでも参考者にすぎない、かなりの部分それぞれの開催国で裁量が利くんじゃないかというふうに考えておりまして、そこで、大会組織委員会が作成する木材や食料に関する調達基準に關しまして、そもそもIOC、国際オリンピック委員会はどこまで具体的に關与しているんでしょうか。何か具体的な基準なり水準なり原則みたいなもので厳しくチェックされる体制になっているのでしょうか、伺います。



2016.05.07 境港を核とした中海・宍道湖・大山圏域における地域経済活性化の取り組み報告会(境港市)

答弁(高原内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官)

二〇二〇年東京オリンピック・パラ

リンピック競技大会において組織委員会が調達する食材や木材を始めとする全ての物品、サービスに係る調達の基準は、IOCの助言も得ながら組織委員会が策定することとなっております。

IOCが具体的な基準等を設定しているとは聞いておりませんが、組織委員会において、過去大会の取組も参考にしつつ、持続可能性に配慮する形で策定していくものと聞いています。

質問(舞立)

ありがとうございます。あくまで国と地方の関係のように、助言だということ具体的な基準なり制約はないということが分かりました。ということで、FSCとかMSCとかASCとか、別に国際的な認証制度、認証品を使うということは全く義務になっていないということが分かったと思います。

そこで、環境面や持続可能性の面で一部過保護な取組をしている国や地域はあるにせよ、私としては、日本の農林水産業は国際的に見ても環境や持続可能性に配慮した再生産可能な取組がしっかりとなされていると考えておりますが、そのことをまず御説明いただいた上で、東京オリパラ大会で使用される木材や食料につきましてどのような調達基準にするのが適当と考えている

のか、森山農林水産大臣の御見解をお伺いします。

答弁(森山農林水産大臣)

舞立委員にお答えをいたします。昨年のミラノ万博の日本館におきましては、コウノトリをシンボルに紹介をさせていただきました。また、先月の四月の二十二日、二十三日、G7の新潟農業大臣会合が開催されたまさにその日に、放鳥されたトキから数えて三世となるトキのひなが自然界で誕生したという大変面白いニュースにも接しました。

水田を中心として我が国特有の自然環境や風土の特性を生かした農法は、生態系を壊すことなく、持続可能で自然と共生した世界に誇れる優れたものであるというふうに認識をしておりますし、ほかの国々の皆さんにも御理解をいただけているのではないかと考えております。

農林水産省として、こうしたことを国内の消費者にも分かりやすく示すことによって国産の農林水産物の需要を確保していくとともに、生産システムを体系的に確立することで品質に優れた農林水産物の生産を行い、環境等に配慮した取組を持続的、安定的に推進をしていくことが重要であると認識をしております。

このため、農産物につきましては、食料・農業・農村基本法に基づきましてGAP共通基盤ガイドラインに即した一定水準のGAPの普及拡大などの取組を推進しており、木材につきましては森林法による森林計画制度の下で計画的、かつ伐採、造林を通じた木材生産を推進していく、水産物につきましては資源管理計画や漁場改善計画に基づいた適切な資源管理や漁業環境の改善等を行う取組を推進しているところであり、こうした取組の下で環境や持続可能性に配慮した再生産可能な生産が進められているというふうに認識をしておりますので、このことをしっかりと国際社会にも説明をさせていただきながら、東京オリンピック・パラリンピックへの対応をしっかり農水省としてもやらせていただきたいと思います。



2016.05.11 水月会(石破派)第1回セミナー(東京)

質問(舞立)

ありがとうございます。大臣、もう一言、可能な限り100%国内産で調達していくのがやはり農林水産省の基本的な考え方だということを受け止めてよろしいでしょうか。もう一言、力強い答弁をよろしくお願いいたします。

答弁(森山農林水産大臣)

組織委員会が調達基準を策定するに当たりまして、農林水産省としては積極的にさまざまな情報提供の協力を行うということが大事なことだということに考えておりますし、そのことをしっかりとやらせていただければ、今、舞立議員が言われましたとおり、100%に近い調達をさせていただけるというふうに考えております。

質問(舞立)

ありがとうございます。隣におられます野村先生が是非花もということで御要望加わりましたので、当然花卉も農産物に含まれると思いますが、御配慮いただければと思います。そこで、政府の推進本部でございますが、昨年十一月に基本方針を閣議決定しております。その基本方針の中に、国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施

策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方団体等と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため必要な措置を講ずると記載されており、今回の東京オリパラ大会における木材、食料の調達基準の作成に当たりましては、きちんと日本の農林水産物が優先的に採用されるように、農林水産省や大会組織委員会、東京都などの地方団体と必要な調整を行います。



2016.05.14 第61回自民党鳥取県支部連合会定期大会(鳥取市)

そこで、開催が目前に控えておりますブラジルのリオ大会では、開催地のリオデジャネイロ州、そしてその次にブラジル国内、そして南米、そして最後にその他海外の順に優先順位を定めてサプライヤーより調達することを調達基準の目標の一つに掲げているよう

でございます。日本開催でもこうした目標を参考にしつつ、欧米や地中海、インド、アジア、アフリカなど世界の代表的な料理や食習慣への配慮で一定程度は海外産が必要になるかもしれませんが、基本的には可能な限り100%国内産を目指して調達すべきと考えております。

先ほど、農林水産大臣からも積極的に関与するといったような力強い御発言がございました。最後、推進本部の取りまとめ役でございます豊田政務官の方からよろしくお願いいたします。



2016.05.25 ジオパークによる地域活性化議員連盟総会(事務局長として司会進行)

答弁(豊田内閣府政務官)

先生御指摘のとおり、二〇二〇年東京大会に国産の食材や木材を世界にアピールする、これは絶好の機会でございます。昨年十一月に閣議決定をい

たしましたオリパラ基本方針におきましても、地域性豊かな和食、日本酒その他の食文化を始めとした様々な日本の魅力を世界に発信するというふうにしておるところでございます。

今後、組織委員会が持続可能性等に配慮した調達基準を策定するに当たりましては、より多くの国産の食材が利用され、世界から我が国を訪れる選手や観客の皆様になんとか是非楽しんでいただける、そしてまた日本の農林水産業の振興にも資するというように、こうしたことを目指し、農水省始め関係省庁、また団体、自治体、様々な関係者と連携をしまして、組織委員会に対して積極的な働きかけをしまいたいと考えております。

質問(舞立)

ありがとうございます。確かに組織委員会が調達する木材、食料、最終決定権は組織委員会になるわけでございますけれども、やはりここで対応を誤ると、日本の農林水産物が使われないといったようなことになりまして、本当にその批判的というものは、私は、組織委員会じゃなくて国の方に、政府の方に跳ね返ってくると思っております。

東京オリパラ大会といえますのは、やはりWWFですとかMSCなど一部

の団体のために開催されるものじゃなくて、日本国民や大会関係者が一体となってオールジャパンで取り組み、世界中の人々やオリパラ関係者をもてなし、日本開催は本当に良かった、日本の農林水産物は本当に素晴らしいと思っていただける機会にすべきだと思っております。

これまで東京オリパラ大会の開催をめぐりましては新国立競技場の事業費ですとかエンブレムの選定、聖火台の設置問題等々、様々な混乱が生じたように思いますけれども、今回の木材や食料の調達基準の作成に当たりましては、ゆめゆめ方向感や結果に至る過程を間違えることなく慎重に御対応いただきたいと思っております。



2016.05.29 鳥取県植樹祭(日南町)

先月、衆議院の方で、野党の先生の方からだったと思いますけれども、この東京オリパラ大会を機会に国際的な

認証制度を日本国内で普及させまじょうみたいな質問があったと思いますが、けれども、私はそうは思いませんで、重要なのは、海外の認証制度を使うことじゃなくて、日本として国際的に理解が得られる基準をしっかりと作成し、国内産で持続可能性のある木材や農林水産物を可能な限り使うことが重要だと思っております。

木材や食料は、まさに山の国、農の国、海の国である日本の国内で100%調達できる環境にあると思いますし、先ほども大臣からも御答弁いただきましたが、日本では持続可能性にも十分配慮した取組が行われていることを勘案すれば、大会組織委員会で検討されている調達基準の作成に当たりましては、国民や生産者、サプライヤー等々関係者から理解の得られる現実的な日本独自の基準を作成していただきたいと考えております。それを御要望したいと思います。

そして、やはり最後、忘れてはなりませんのが、東京オリパラ大会の前年に行われますラグビーワールドカップの日本開催でございますので、そこでも可能な限り国内産ですばらしいおもてなしができるようオールジャパンで盛り上げていただくとお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

第190回通常国会で 成立した主な法律の概要

1. 閣法（内閣提出法律案）

○ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年3月31日法律第13号）

① 概要

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大等を行い、地方創生の推進に向けて、税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止並びに認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割及び法人事業税の税額控除制度の創設を行うとともに、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等並びに遊休農地等に係る固定資産税及び都市計画税の価格の特例及び課税標準の特例の創設等を行うもの。

② 施行日

原則として平成28年4月1日

○ 地方交付税法等の一部を改正する法

律（平成28年3月31日法律第14号）

① 概要

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十八年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正、普通交付税と特別交付税との割合の変更及び震災復興特別交付税の返還等に係る規定の整備を行うとともに、地方債の協議不要対象団体の要件の緩和等及び退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限の延長並びに将来負担比率に算入する項目の追加等を行うもの。

② 施行日

原則として平成28年4月1日

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第15号）

① 概要

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環の確立、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、

② 施行日

原則として平成28年4月1日



2016.06.04 どうする日本2016 中部会場(倉吉市)

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第17号）

① 概要

現下の雇用情勢等を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げる（現行・1%↓0.8%）とともに、労働者の離職の防止や再就職の促

② 施行日

原則として平成28年4月1日



2016.06.04 地元選出国會議員による境港・境漁港視察(境港市)

○ 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第19号）

① 概要

踏切道における交通事故の防止及び交通の円滑化を図るとともに、道路管理をより適切なものとするため、引き続き平成二十八年度以降の五箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、鉄道事業者及び道路

進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直しや雇用保険の就職促進給付の拡充等を行う。さらに、高齢者の雇用を一層推進するため、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするほか、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図る等の措置を講ずるもの。

管理者が地方踏切道改良協議会を組織することができることとするほか、道路協力団体制度の創設等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成28年4月1日

○ 社会福祉法等の一部を改正する法律
(平成28年3月31日法律第21号)

① 概要

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置等を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日



2016.06.05 自民党青年部青年局による
全国一斉街頭行動(湯梨浜町)

○ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
(平成28年3月31日法律第22号)

① 概要

待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとしたことを受け、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるもの。

② 施行日

平成28年4月1日



2016.06.07 鳥取県建築連合会第55回定期大会及び一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会第44回定時総会(湯梨浜町)

○

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第23号)

① 概要

東日本大震災からの復興のために

② 施行日

平成28年4月1日



2016.06.16 小泉進次郎衆院議員とともに
に自民党街頭演説会(鳥取市・米子市)

○

① 概要

地域再生法の一部を改正する法律
(平成28年4月20日法律第30号)

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例並びに生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づ

く介護保険の事業者の指定等の手続の特例等を追加する等の措置を講ずるもの。

② 公布の日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年5月2日法律第34号)

① 概要

最近におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるよう、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者によるその処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者によるその廃棄を一定期間内に行うことを義務付ける等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

○

① 概要

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律
(平成28年5月13日法律第36号)

最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化を踏まえ、流通業務総合効率化事業について二以上の者が連携して行うものに限ることとともに、総合効率化計画が主務大臣の認定を受け

た場合における同事業の実施に關し、海上運送法等の特例や関連施設及び設備の税制上の特例等を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日



2016.06.18 米子市倫理法人会「モーニングセミナー」にて講演(米子市)

○ 児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成28年5月13日法律第37号)

① 概要

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給要件に該当する児童であつて母が監護するもの等が二人以上である場合における加算額の増額(第1子は平成27年度・月額4万2千円。第2子に係る加算額を5千円から1万円に、第3子以降に係る加算額を3千円から6千円に引き上げる。加算額についても、物価スライドを適用

するとともに、年収に応じて支給額を通減。)等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成28年8月1日

○ 国立大学法人法の一部を改正する法律(平成28年5月18日法律第38号)

① 概要

我が国の大学の教育研究水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができることとするともに、指定国立大学法人に關し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に關する特例等について定めるほか、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日

○ 国立大学法人法の一部を改正する法律(平成28年5月18日法律第38号)

① 概要

最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して漁業経営に関する補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するため、漁船損害等補償について漁船保険組合の区域制限等の廃止(全国組合の設立が可能)、漁船保険等により填補する損害の範囲の拡大等を行うとともに、漁業災害補償について内

水面において営む養殖業の養殖共通の対象への追加等を行うもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日



2016.06.19 第9回吉備真備杯囲碁大会(鳥取市)

○ 海上交通安全法等の一部を改正する法律(平成28年5月18日法律第42号)

① 概要

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができるとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日



2016.06.22 参議院選挙「竹内いさお出陣式」(鳥取市)

○ 森林法等の一部を改正する法律(平成28年5月20日法律第44号)

① 概要

国内の森林資源が本格的な伐期、利用期を迎えている中、また、従来の住宅用などの需要に加え、CLT(直交集成板)や木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展している中で、伐採後の造林に係る報告制度の創設による適切な再造林の確保、深刻化する鳥獣害の対策を森林経営計画の認定要件に追加、森林組合等の経営の自由度の拡大、所在不明の共有者が多くなる中での森林施業の円滑化、市町村による林地台帳の整備、国産材の広域流通の促進による安定供給体制の構築、立地条件の悪い奥地水源域の森林に対する適切な整備体制の構築、分収林契約の内容変更の円滑化、違法な林地開発を行った者に対する罰則の強化等、適切な森林施業を通じ、

林業や木材産業の持続可能性の向上とともに、成長産業化の促進を図るもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日



2016.06.24 参議院選挙「青木一彦出陣式」(鳥取市)

○ 港湾法の一部を改正する法律(平成28年5月20日法律第45号)

① 概要

我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、一定の旅客施設等を特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として追加するとともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める

日

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年5月20日法律第47号)

① 概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方版ハローワークの創設や都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止など、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の所要の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第53号)

① 概要

刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、証人等の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第55号)

① 概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、テレビ電話による服薬指導、過疎地等での家用自動車などの活用拡大、企業による農地取得などの特例に関する措置を追加するもの。

② 施行日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日



2016.06.25 第6回中部発食のみやこフェスティバル(倉吉市)

○ 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第56号)

① 概要

既存の建物の流通を促進するとともに、宅地又は建物の買主等の利益の保護を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物の構造耐力上主要な部分等の状況の調査を実施する者のあつせんに関する事項の媒介契約書への記載、当該調査の結果の買主等への説明等を義務付けるとともに、宅地建物取引業者を営業保証金等による弁済の対象から除外する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第58号)

① 概要

労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の下での中小企業・小規模事業者・中堅企業(以下「中小企業・小規模事業者等」という。)の経営の強化を図るため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年3月31日法律第18号)」を改正し、事業分野ごとに新たに経営力向上のための取組等(商品・サービスの見直しのための顧客データの分析、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等)について示した指針を主務大臣において策定する

とともに、当該取組を支援するための措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日



2016.06.28 鳥取県経済同友会「創立50周年記念式典」(米子市)

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)

① 概要

最近の再生可能エネルギー電気を取り巻く環境の変化を踏まえ、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進を図るとともに、再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を確保するため、再生可能エネルギー発電事業についてその事業計画を認定する制度の創設、再生可能エネルギー電気の調達価格等の決定方法の見直し、再生可能エネルギー

ギー電気の調達義務対象者の見直し等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日



2016.07.02 第49回全国ホテル研究会鳥取県よなご大会(米子市)

○ 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第60号)

① 概要

高齢化の進展を始めた社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができることとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して

一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

② 施行日

消費者契約法の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第61号)

① 概要

高齢化の進展を始めた社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、無効とする消費者契約の条項の類型を追加するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して一年を経過した日

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第63号)

① 概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童

福祉法の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第65号)

① 概要

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うもの。

② 施行日

原則として平成30年4月1日



2016.07.02 東伯青年会議所創立35周年記念式典(琴浦町)

○ 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第66号)

① 概要

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後

に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成29年1月1日

○ 民法の一部を改正する法律（平成28年6月7日法律第71号）

① 概要

女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から六箇月と定める民法の規定のうち、百日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決に鑑み、当該期間を百日に改める等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月7日法律第72号）

① 概要

都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途

誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加、住宅団地の建替えの推進等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日



2016.07.16 第36回全日本トライアスロン皆生大会開会式(米子市)

2. 議員立法

○ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年2月3日法律第8号）

① 概要

選挙人名簿の登録制度を改正し、旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上であり、そのまま住み続けていれば旧住所地において選挙人名簿へ登録されたであろう者で選挙人名簿に未登録のものについて、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行うこととするもの。

② 施行日

公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日

○ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年3月18日法律第9号）

① 概要

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持を図るもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して二十日を経過した日

○ 自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年3月30日法律第11号）

① 概要

自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について規定し、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、調査研究等の推進及び体制の整備、学校における児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育の実施など

基本的施策を拡充し、自殺対策の推進につき必要な組織の整備を図るもの。

② 施行日

原則として平成28年4月1日



2016.07.16 鳥取県西部農業協同組合JAドリームフェア(米子市)

○ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年3月30日法律第12号）

① 概要

今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進んでいる現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずるもの。

② 施行日

平成28年4月1日

- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第20号）

① 概要

地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き推進しようとするもの。

② 施行日

平成28年3月31日



2016.07.17 東郷水郷祭(湯梨浜町)

- 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年4月13日法律第27号）

① 概要

成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等

の転送を受け、これを開いて見ることができるとするとともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとするもの。

② 施行日

公布の日から起算して六月を経過した日



2016.07.24 みなとまつり大漁祈願祭(境港市)

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年4月15日法律第29号）

① 概要

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見

制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日



2016.07.24 高城まつり(倉吉市)

- 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年4月27日法律第33号）

① 概要

我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及

び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じるもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年5月20日法律第48号）

① 概要

違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して一年を経過した日

- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年5月27日法律第49号）

① 概要

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の

○ 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第57号）



2016.07.24 第66回鳥取県母子寡婦福祉研究大会(米子市)

② 最高裁判所大法廷判決及び平成二十八年一月十四日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を十人削減（小選挙区…6人、比例区4人）するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成三十二年以降十年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成二十七年の国勢調査の結果に基づく特例措置等を講ずるもの。

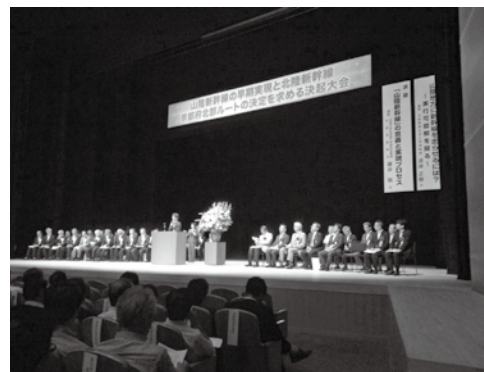
施行日
原則として公布の日

○ 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第64号）

② 概要
公正取引委員会による不当販売に係る注意件数（平成26年度…982件）のうち、酒類に係るものが635件（約65%）と圧倒的に多いことや、平成18年の「酒類に関する公正な取引のための指針」制定後も、酒類の不当販売に係る注意件数は依然として増加していること等を踏まえ、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者等が遵守すべき公正な取引の基準を定めるものとするともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者は、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこととするほか、当該酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、当該研修を受けさせなければならないこととする等の所要の措置を講ずるもの。

施行日
原則として公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

① 概要
障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、目的に、切れ目なく支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、こと並びに全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを規定するとともに、発達障害者の定義を見直し、基本理念を定めるほか、発達障害者の教育、就労、地域における生活等に関する支援、発達障害者の家族等の支援その他の発達障害者の支援のための施策を強化し、あわせて、発達障害者支援地域協議会に関する



2016.07.30 山陰新幹線の早期実現を求める決起大会(鳥取市)

インターネットで審議中継 動画がご覧頂けます

- ①まずは
- ②『参議院インターネット審議中継』というサイトへとびます。
- ③会議名や発言者からの検索がありますので観たい審議中継の絞り込みができます。

※動画の視聴は windows のみとなっております。

② 規定の新設等を行うもの。

施行日
公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月3日法律第68号）

① 概要
本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを前文において宣言するほか、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進しようとするもの。

② 施行日
公布の日

まいたち昇治事務所



◀まいたち昇治公式 HP
<https://maitachi.com>

まいたち昇治 検索

鳥取 〒680-0832 鳥取市弥生町222
倉吉 〒682-0022 倉吉市上井町1丁目129
米子 〒683-0067 米子市東町177東町ビル

facebook
まいたち公式ページ
<https://www.facebook.com/shouji.maitachi>

g+
<https://plus.google.com/+Maitachi/posts>

TEL:0857-21-5320 / FAX:0857-21-5323
TEL:0858-24-5028 / FAX:0858-24-5128
TEL:0859-37-5016 / FAX:0859-33-5716

Ameba
公式ブログ
<http://ameblo.jp/maitachi/>

YouTube
まいたちチャンネル
<http://www.youtube.com/maitachishouji>